

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

埼玉県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
さいたま市	○	×
川越市	○	×
熊谷市	○	×
川口市	○	×
行田市	○	×
秩父市	○	×
所沢市	○	×
飯能市	○	×
加須市	○	×
本庄市	○	×
東松山市	○	×
春日部市	○	×
狭山市	○	×
羽生市	○	×
鴻巣市	○	×
深谷市	○	×
上尾市	○	×
草加市	○	×
越谷市	○	×
蕨市	○	×
戸田市	○	×
入間市	○	×
朝霞市	○	×
志木市	○	×
和光市	○	○
新座市	○	○
桶川市	○	×
久喜市	○	×
北本市	○	×
八潮市	○	○
富士見市	○	×
三郷市	○	×
蓮田市	○	×
坂戸市	○	×
幸手市	○	×

鶴ヶ島市	○	×
日高市	○	○
吉川市	○	×
ふじみ野市	○	×
白岡市	○	×
(北足立郡)		
伊奈町	○	○
(入間郡)		
三芳町	○	○
毛呂山町	○	×
越生町	○	○
(比企郡)		
滑川町	○	×
嵐山町	○	×
小川町	○	×
川島町	○	×
吉見町	○	○
鳩山町	○	×
ときがわ町	○	○
(秩父郡)		
横瀬町	○	○
皆野町	○	×
長瀨町	○	×
小鹿野町	○	×
東秩父村	○	○
(児玉郡)		
美里町	○	×
神川町	○	○
上里町	○	×
(大里郡)		
寄居町	○	×
(南埼玉郡)		
宮代町	○	○
(北葛飾郡)		
杉戸町	○	○
松伏町	○	○